

○北信保健衛生施設組合長の職務代理者を定める規則

(平成 17 年 3 月 28 日 規則第 1 号)

改正 平成 19 年 3 月 29 日 規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 152 条第 1 項の規定による北信保健衛生施設組合長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(北信保健衛生施設組合長の職務代理者)

第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定による職務代理者は、中野市副市長である副組合長とする。

2 前項の規定により職務代理者に指定された副組合長に事故あるとき又は欠けたときは、他の副組合長を職務代理者とし、この場合に職務代理者となる順序は、北信保健衛生施設組合事務処理規則（昭和 55 年北信保健衛生施設組合規則第 2 号）第 4 条第 2 項に規定された専決の順序とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。